

建設現場における「快適トイレ」を設置するモデル工事の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するモデル工事（以下「快適トイレモデル工事」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(快適トイレモデル工事の対象)

第2条 快適トイレモデル工事は、茨城県土木部が発注する1億円未満の工事から、発注者が選定する。

(快適トイレの仕様)

第3条 本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す仕様のうち（1）と（2）に示す項目を全て満たすものとする（（3）については推奨する仕様であり、任意とする）。なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置

- ⑭ 着替え台（フィッティングボード）
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

（快適トイレモデル工事実施の流れ）

第4条 発注者は、快適トイレモデル工事である旨を特記仕様書に条件明示するものとする。

2 受注者は、快適トイレの設置について、施工計画書の作成前に、書面により監督員と協議を行うことを基本とする。なお、受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、設置を予定する快適トイレの仕様を示す資料（カタログ等）を協議の書面に添付するものとし、監督員は、第3条の仕様を満たすことを様式1によりチェックするものとする。

3 受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合

（1）受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。

（2）監督員は、現場で実際に設置された快適トイレを現場又は机上にて様式1により改めてチェックするものとする。

（3）監督員は、快適トイレの費用を、設計変更時に計上するものとする（詳細は第5条による）。

4 受注者が、手配が困難等の理由により快適トイレの設置を希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

（積算）

第5条 快適トイレの費用については、当初設計では計上しないものとする。

2 契約後、受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合、費用を以下により計上（設計変更）するものとする。

（1）受注者は、快適トイレの基本料及びリース料の支出動態のわかる資料を監督員に提出するものとする。

（2）（1）の資料に基づき、実際に要した費用と従来型トイレ（10,000円/基・月）との差額について、45,000円/基・月を上限に共通仮設費（項目は営繕費）に積上計上する。

（3）変更設計の対象とする設置基数の上限は、男女別で各1基ずつ、2基とする。

（4）快適トイレの運搬、設置及び撤去費は共通仮設費（率）に含まれるものとし、（2）の差額の対象としない。

（5）3基以上設置する場合や（2）の上限額を超過した費用については、現場環境改善

費（又はイメージアップ経費）の対象とすることも可とする。

（アンケートの実施）

第6条 受注者は、様式2によりアンケートの回答をすることとし、竣工までに監督員に提出するものとする。

附則

この要領は、平成29年8月28日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月17日から施行する。

(参考)

○特記仕様書記載例

第〇条 快適トイレの設置の試行

- 1 本工事は、「建設現場における「快適トイレ」を設置するモデル工事の試行要領」（以下「快適トイレ試行要領」という。）の対象工事である。
- 2 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、以下の①～⑪の仕様を満たすものを1基（男女が現場で働く場合は、男女別で各1基）設置するものとする。なお、⑫～⑰の仕様については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。
 - (1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
 - ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
 - ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
 - ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
 - (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - ⑩ 鏡付きの洗面台
 - ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品
 - (3) 推奨する仕様、付属品【任意】
 - ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
 - ⑬ 擬音装置
 - ⑭ 着替え台（フィッティングボード）
 - ⑮ フラッパー機能の多重化
 - ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）
- 3 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、設置を予定する快適トイレが第2項の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、監督員と設置について協議するものとする。
- 4 快適トイレの費用（初期費、リース料）については、当初発注時には積算計上していないが、協議により設置が決定した場合は、設計変更する。なお、受注者は、設計変更のための資料として、快適トイレの費用（初期費、リース料）に係る実際の支出動態のわかる資料を監督員に提出することとする。
- 5 その他詳細については、快適トイレ試行要領を参照すること。

○受注者から協議を受ける際に想定される協議文（例）

（例1）

特記仕様書第○条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・本工事において、快適トイレの設置を希望します。
- ・男性、女性の労働者が現場に入るため、男女別で1基ずつ設置します。
- ・設置を予定する快適トイレのカタログを添付します。

（例2）

特記仕様書第○条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・仕様を満たす快適トイレの手配ができないため、設置を希望しません。

○費用計上の例

① 実際に要した費用60,000円/基・月

→差額 50,000円/基・月 (>45,000円/基・月)

→積算計上額 45,000円/基・月

② 実際に要した費用40,000円/基・月

→差額 30,000円/基・月 (<45,000円/基・月)

→積算計上額 30,000円/基・月

○その他留意点

- ・ハウス型等、男女別トイレが一体型となっている快適トイレを設置する場合、入口が男女別となっているものに限り、1ハウスで90,000円/基・月を上限に計上可能。
- ・快適トイレの設置を希望しないことのみをもってして、工事成績の減点等の不利益措置は講じないこと。

入札情報公開システム

○メニュー表示 ●メニュー非表示

茨城
I B A S E

担当者用

発注情報登録

入札・契約情報登録

お知らせ閲覧

発注機関用
トップメニューへ

発注情報（登録データ）登録／修正

説明

保存

工事名	<input checked="" type="checkbox"/>	【快適トイレモデル工事】	県単	第 -XX-XXX-	-001号	工事	全 力 （ 最 大 ）
工事番号	<input checked="" type="checkbox"/>	-XX-XXX-001					半 分 （ 最 大 ）
入札方式	<input checked="" type="checkbox"/>	一般競争入札					選 社 （ 最 大 ）
パスワード							半 分 入 （ 最 大 ）
種別	<input checked="" type="checkbox"/>	土木一式工事					選 社 （ 最 大 ）
工事場 所	<input checked="" type="checkbox"/>						全 力 （ 最 大 ）
工事概要	<input checked="" type="checkbox"/>						全 力 （ 最 大 ）
公開年 台	<input checked="" type="checkbox"/>						日 （ 最 大 ）

入札情報公開システムの工事名欄に、快適トイレモデル工事
である旨を記載する。

快適トイレチェックシート

工事名:		
受注者:		
設置期間	自:	
	至:	
期間:		日

仕 様	協議時 チェック	設置後 チェック
(1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】		
① 洋式便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】		
⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 入口の目隠しの設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 鏡付きの洗面台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 便座除菌シート等の衛生用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもの任意】		
⑫ 室内寸法900×900mm 以上(半畳程度以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 擬音装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 着替え台(フィッティングボード)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ フラッパー機能の多重化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

監督員職氏名 _____

(様式2)

快適トイレモデル工事 アンケート

○今回の工事及び快適トイレ設置概要について記入願います。

工事番号・工事名	
受注者名	
請負金額(円) (最終, 税込)	
工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
快適トイレ設置期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
快適トイレの設置基数	基
快適トイレのメーカー・形式	

○現場で働いた女性について(該当する場合のみ)

現場で働いた女性 (該当するものにチェックして下さい。複数選択可)	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 <input type="checkbox"/> 技能者, 作業員等 (計 名)
従事期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

○快適トイレを設置して良かったと感じた点についてお聞かせください。(女性が現場で働いた場合は, その女性からの意見を特にお聞かせください。)

<ul style="list-style-type: none">・・・・・

○建設工事現場への快適トイレの普及・一般化を目指すにあたり, 課題等, お気づきの点がありましたらお聞かせください。

<ul style="list-style-type: none">・・・・・

建設現場における「快適トイレ」を設置するモデル工場の試行要領 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(快適トイレモデル工場の対象)</p> <p>第2条 <u>当面の間、茨城県土木部発注工事における「4週8休を確保するモデル工場」実施要綱に基づき、4週8休を確保するモデル工場（以下「4週8休モデル工場」という。）とする工事を対象とする。</u></p> <p>2 <u>本要領制定前に発注済みの4週8休モデル工場のうち、平成29年4月1日以降に入札公告等を行ったものについては積極的に快適トイレモデル工場の対象とすることとし、契約後に受注者と協議するものとする。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(快適トイレモデル工場実施の流れ)</p> <p>第4条 発注者は、快適トイレモデル工場である旨を特記仕様書に条件明示するものとする。<u>なお、第2条第2項による場合は、契約後速やかに、受注者に対しモデル工場とする旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>第2項～第4項 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(快適トイレモデル工場の対象)</p> <p>第2条 <u>快適トイレモデル工場は、茨城県土木部が発注する1億円未満の工場から、発注者が選定する。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(快適トイレモデル工場実施の流れ)</p> <p>第4条 発注者は、快適トイレモデル工場である旨を特記仕様書に条件明示するものとする。</p> <p>第2項～第4項 (略)</p>

建設現場における「快適トイレ」を設置するモデル工事の試行要領 新旧対照表

旧	新
<p>第5条～第6条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成29年8月28日から施行する。</p>	<p>第5条～第6条 (略)</p> <p>附則 この要領は、平成29年8月28日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、平成30年10月17日から施行する。</u></p>